

事故報告についてよくある質問

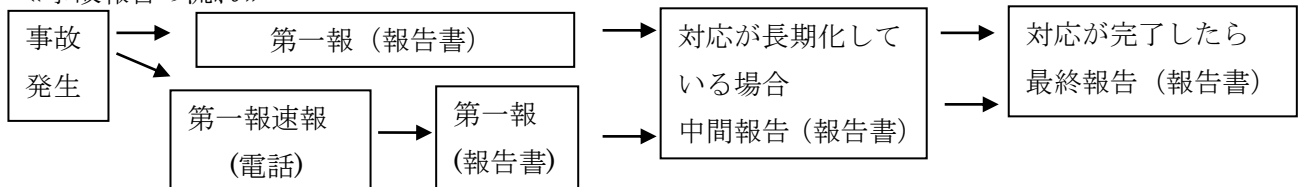
Q 1 事故が起きた場合、どのように報告をすればよいか？

A 1 「東久留米市介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱」の報告の手順にしたがって報告書を作成し、提出してください。提出方法は、可能な限り提出用フォームで、難しい場合は電子メール、窓口、郵送でも構いません。電子メールの場合はPDFファイル化したものをパスワード設定のうえお送りください。いずれの場合も、個人情報の取り扱いには十分ご注意ください。

Q 2 いつまでに事故報告書を提出すればよいか？

A 2 事故報告書の提出期限は事故発生から 5 日間以内です。なお、急を要するものについては必ず速報の電話連絡をしてください。

《事故報告の流れ》



Q 3 東久留米市内の事業所を、他市の被保険者が利用した際に起きた事故は、東久留米市にも報告が必要か？

A 3 必要です。保険者と東久留米市の両方に報告してください。

Q 4 事故報告書の様式は、定められた様式でないといけないか？

A 4 可能な限り所定の様式を使用してください。

Q 5 医療機関を受診しなかった軽微な事故は、報告が必要か？

A 5 医療機関を受診しなかった場合でも、事業所に過失のある場合、苦情に発展する可能性のある場合、同じような事故が繰り返し起きている場合等、情報提供として報告いただく場合があります。例えば、①離設、②落葉、誤薬、③繰り返す転倒等 ④痣や出血があった場合 ⑤利用者同士の喧嘩、トラブル ⑥職員の行為（不注意、法令違反等） ⑦火災または火災未遂 ⑧交通事故または交通事故未遂（利用者の搬送時の道路交通法違反） などが挙げられます。報告するべきかどうか判断に迷う場合は、その都度ご相談ください。

《お問い合わせ先》

東久留米市 福祉保健部 介護福祉課
介護サービス係

TEL 042-470-7750（直通）

FAX 042-470-7808